

山口サーキット 第5回 For the future Golf Championship

ローカルルールと競技の条件

開催日：2024年11月19日(火)・20日(水)

開催コース：下関ゴルフ倶楽部

主催：山口県プロゴルフ研修会

本競技はR&AとUSGAが制定したゴルフ規則と以下のローカルルールと競技の条件および競技委員会が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023年1月施行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jpで閲覧可）」とR&Aによって四半期ごとに更新されるゴルフ規則の詳説（www.jga.or.jpで閲覧可）を参照してください。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(2罰打)とします。

ローカルルールと競技の条件

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

1) アウトオブバウンズ(OB)の境界は白杭のコース側を地表レベルで結んだ線または白線によって定められる。

2. ペナルティーエリア（規則17）

1) ペナルティーエリアは杭または線をもってその縁を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその縁を標示する。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

(a) 修理地

1) 修理地は、白線で完全に囲まれ、青杭が立てられた区域とする。

(b) 動かさない障害物

1) 動かさない障害物と白線で結んだ区域は、1つの異常なコース状態として扱う。
2) 人工の素材で作られたU字排水溝は動かさない障害物として扱う。また、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。

(c) プレー禁止区域

下記はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。その区域内に球があるか、その区域がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の妨げになる場合、規則16.1fによる救済を受けなければならない。

- 1番ホール左の遺跡区域：白線で標示
- 17番ホールのナーセリー(芝の栽培地)：修理地の標示

4. 不可分な物 次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- 1) ペナルティーエリア内の護岸用の構築物
- 2) 樹木や恒久的な物に密着しているワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物。

5. クラブと球の仕様 このローカルルールの違反の罰：失格

- 1) プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは、R&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない(詳細はローカルルールひな型G-1を参照)。
- 2) ストロークを行うために使用する球は、R&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない(詳細はローカルルールひな型G-3を参照)。

6. 用具の使用（規則4.3）

規則4.3(4)は次のように修正される：ラウンド中、プレーヤーはいかなる内容であっても個人のオーディオやビデオ機器を視聴してはならない。

7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え（規則4.1）

規則4.1a(2)は次のように修正される：ラウンド中にプレーヤーやキャディーが損傷させたクラブは「壊れた、または著しく損傷した」場合にだけ取り替えることができる(詳細はローカルルールひな型G-9を参照)。

8. プレーの中断（規則5.7） 次の信号がプレーの中断と再開に使われる。

- 「危険な状況ではない中断」：短いサイレンを繰り返して通報する。
 - 「差し迫った危険のための即時中断」：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
 - 「プレーの再開」：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
- なお上記のほか、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

9. 練習（規則5.2・5.5）

- 1) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習
ローカルルールひな型I-1.1を適用し、規則5.2bは次の通り修正される：ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。ただし、指定練習場は除く。
- 2) ホールとホール間の練習
ローカルルールひな型I-2を適用し、規則5.5bは次のように修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは、終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークをしてはならない。また、そのグリーンの表面をこすったり球を転がすなど、パッティンググリーン面をテストしてはならない。

10. 移動

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは乗用カートに乗り移動してはならない。ただし、委員会が承認する場合や事後承認した場合を除く。

11. キャディー（規則10.3）

規則10.3は次のように修正される：プレーヤーは委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この違反の罰は、違反した各ホールに対して一般の罰を受ける。

12. 参加資格 プレーヤーは本競技の参加資格の条件を満たしていなければならない。

13. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。

14. タイの決定 タイの決定方法は、競技会場のインフォメーションに掲示する。

15. 競技の結果—競技の終了 本競技の結果は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了となる。

注意事項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更があるときは、競技会場のインフォメーションおよびティーイングエリア付近に掲示して告示する。
2. 距離計測器は使用することができる。ただし、計測できるのは2点間の直線距離のみで、高低差(スロープ)の計測は認められない(規則4.3a)。
3. プレーヤーは指定のスタート時刻の10分前にはティーイングエリア付近に待機すること。
4. グリーンに著しく損傷を与えるメタルスパイクシューズは使用禁止とする。
5. 携帯電話について
コース内への持ち込みは認めるが、電源を切るか、着信音・バイブレーションともOFFにすること。携帯電話の利用に関しては、ルールを確認するためR&A公式ゴルフ規則アプリ等の閲覧、距離計としての利用は認めるが、携帯電話での通話は禁止する(緊急時を除く)。
6. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

競技委員長 河本 勇